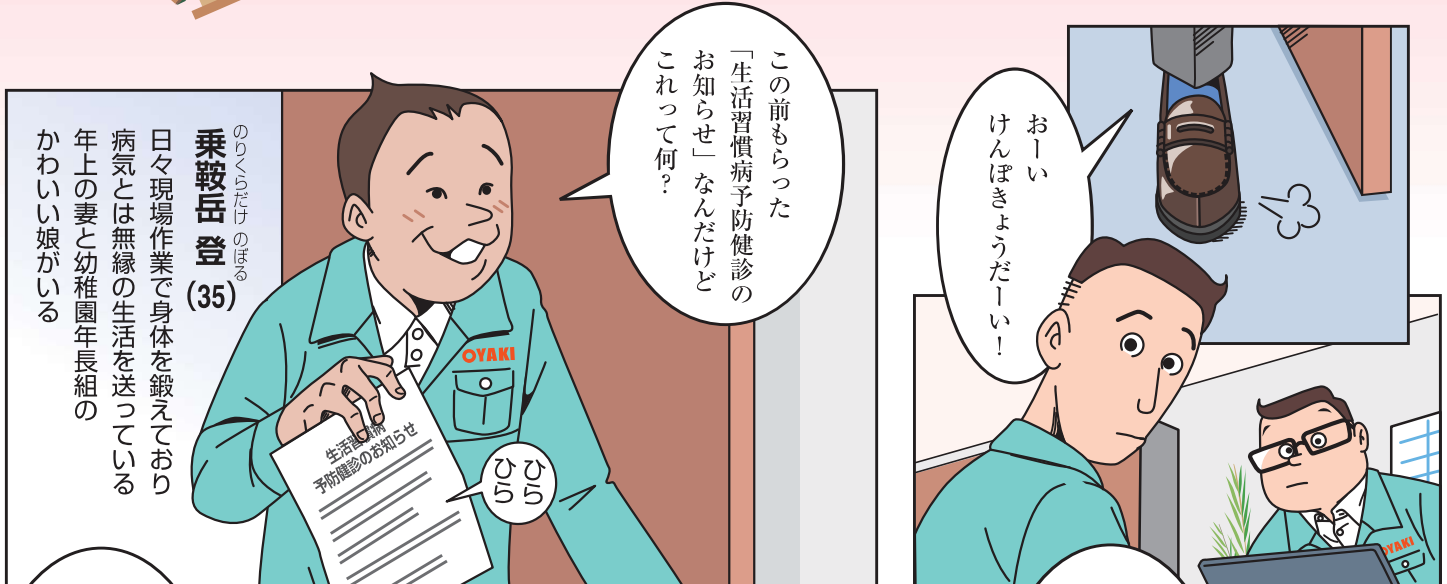


教えて！  
けんぽ兄弟！！

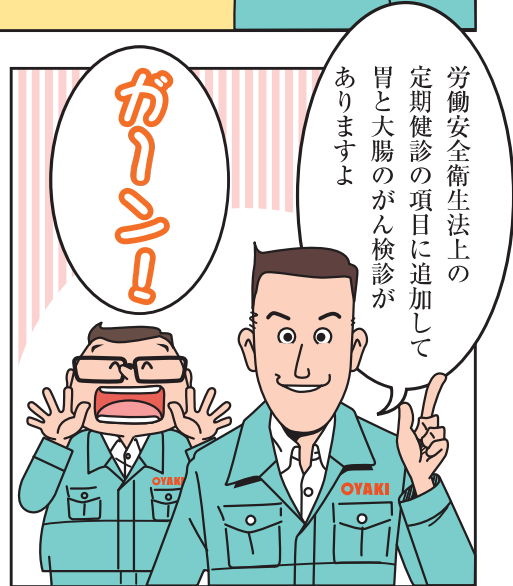
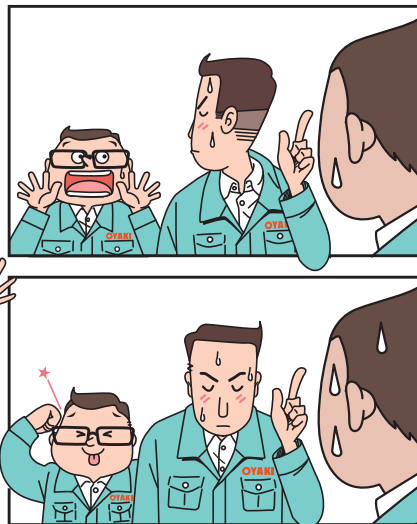
第2話

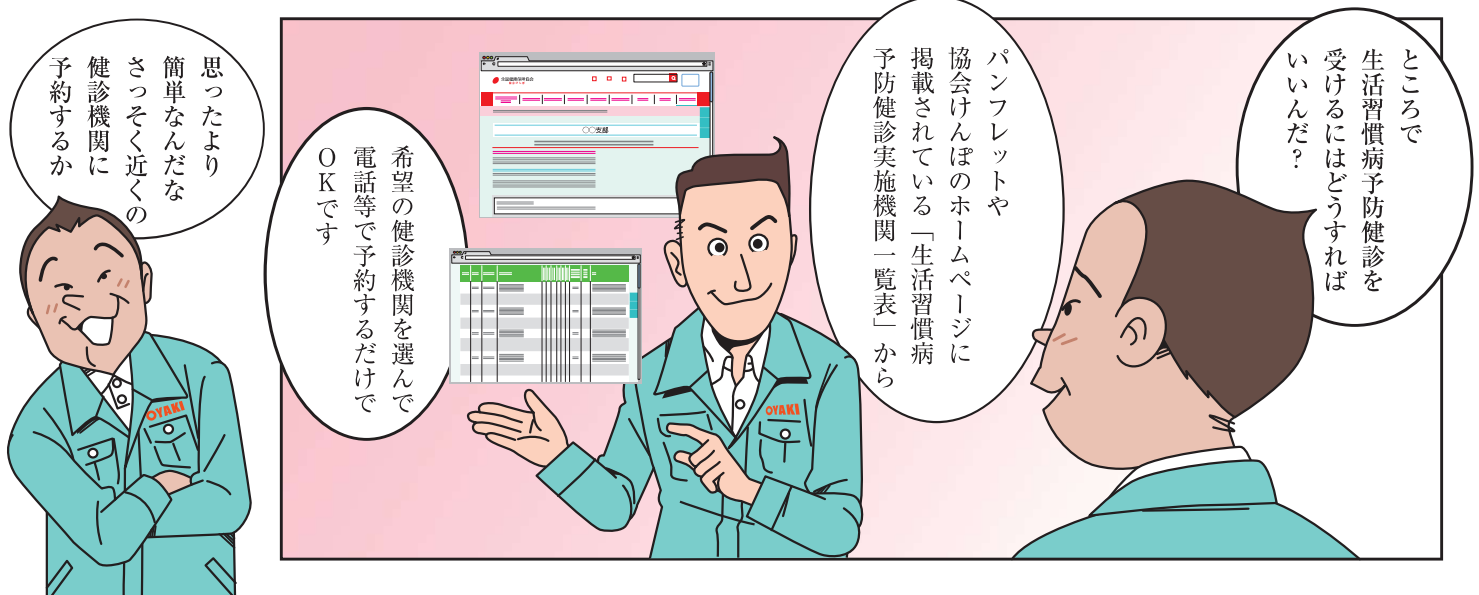
# 健康診断を受けましょう



のりくだけのほの  
**乗鞍岳登 (35)**  
日々現場作業で身体を鍛えており病気とは無縁の生活を送っている年上の妻と幼稚園年長組のかわいい娘がいる

生活習慣病予防健診は協会けんぽの35歳以上の被保険者が受診できる健診です





ところで  
生活習慣病予防健診を  
受けるにはどうすれば  
いいんだ？

パンフレットや  
協会けんぽのホームページに  
掲載されている「生活習慣病  
予防健診実施機関一覧表」から

希望の健診機関を選んで  
電話等で予約するだけで  
OKです

思ったより  
簡単なんだな  
さっそく近くの  
健診機関に  
予約するか

### 被保険者で生活習慣病予防健診を利用しない場合は？

- データ提供に関する「提供依頼書」の提出が必要※  
※健診機関によってはデータ化できない等の理由から、健診結果を提供できない場合があります。その場合、協会けんぽから連絡がありますので、健診結果のコピー等の提出をお願いします。
- 一度「提供依頼書」を提出すれば  
翌年度以降提出は不要



被保険者が労働安全  
衛生法上の定期健診を受診  
した場合は協会けんぽへ  
「提供依頼書」の提出が  
必要です

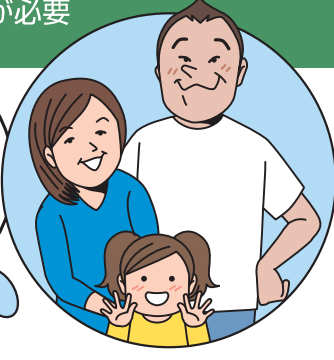
「提供依頼書」を提出すること  
で健診機関から協会けんぽへ  
健診結果データが提供され

インセンティブにも  
反映されます！  
特定保健指導も  
受けられるように  
なりますよ

### 被扶養者の健診は？

- 40歳から74歳の協会けんぽの被扶養者が受診可能
- 最高7,150円（令和7年度※）を協会けんぽが補助  
※補助額は年度により変更になる場合があります。
- 協会けんぽ発行の受診券が必要

被扶養者には、協会けんぽの  
特定健康診査がおすすめ！



よしっ帰ったら  
家事や育児で毎日  
忙しい妻にも受診を  
勧めてみるよ！

健診の受診率は  
インセンティブ制度  
評価項目の一つ  
ご自身やご家族の  
健康のためにも  
年に一度は健診を  
受けましょう！

